

平成 23 年度予算概算要求・税制改正要望 (内閣府防災担当)

**平成 22 年 8 月
内閣府政策統括官（防災担当）**

目 次

I . 平成 23 年度内閣府防災部門予算概算要求 (総括表) · · · · ·	1
II . 主要事項の概要 · · · · ·	2
III . 平成 23 年度内閣府防災部門税制改正要望事項 · · · · ·	12

平成 23 年度予算概算要求

I. 平成23年度内閣府防災部門予算概算要求（総括表）

(単位：百万円)

	区分	23年度概算額(A)	前年度予算額(B)	比較△減額(A-B)	対前年度比(A/B)%	主要事項
概算要求枠	1. 災害予防	1,295	1,710	△ 415	75.8	<ul style="list-style-type: none"> ・東海・東南海・南海地震の連動発生に備えた広域的防災対策の推進 ・津波避難対策の推進 ・火山防災対策の推進 ・避難に関する総合的対策の推進 ・「新たな情報通信技術戦略」への対応（総合防災情報システム、災害リスク情報の規格化関係） ・大規模災害時の防災ボランティア活動に関する広域連携の推進
	2. 災害応急対応	1,946	2,014	△ 68	96.6	<ul style="list-style-type: none"> ・「新たな情報通信技術戦略」への対応（中央防災無線網関係）
	3. 災害復旧・復興	913	906	0	100.7	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の心のケアなどソフト面の復興対策 ・地域の総合的な復旧・復興支援
	4. 国際防災協力	164	164	0	100.0	<ul style="list-style-type: none"> ・アジア各国等との防災協力の推進
	5. 災害対策総合推進調整費	220	248	△ 28	88.7	
小計		4,538	5,042	△ 504	90.0	
特別枠	防災拠点形成総合支援事業	504	0	504	皆増	
合計		5,042	5,042	0	100.0	

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

- 平成22年度予算について幅広く見直しつつ、いわゆる三連動対策、避難対策、被災地の総合的な復興支援に係る調査等に対応すべく組替えを実施し、概算要求枠で10%削減を実現。
- 「元気な日本復活特別枠」での国民生活の安定・安全に資する事業として、広域医療搬送拠点臨時医療施設(SCU)整備を含む防災拠点形成総合支援事業を要望。

II. 主要事項の概要

(単位 : 百万円)

	事項	23年度 概算要求 額 (A)	22年度 予算額 (B)	比較 増△減 (A)-(B)	対前年度比 (A)/(B)
概 算 要 求 枠	東海・東南海・南海地震の連動発生に備えた広域防災対策の推進	150	0	150	—
	津波避難対策の推進	30	27	3	112.8%
	火山防災対策の推進	30	16	14	187.0%
	避難に関する総合的対策の推進	55	0	55	—
	「新たな情報通信技術戦略」への対応 ※システム更新など一時的に必要な経費を削減	519	829	▲310	62.6%
	被災者の心のケアなどソフト面の復興対策と、地域の総合的な復旧・復興支援	24	12	12	200.0%
	大規模災害時の防災ボランティア活動に関する広域連携の推進	9	9	0	100.0%
	アジア各国等との防災協力の推進	164	164	0	100.0%
特別枠	防災拠点形成総合支援事業(SCUを含む)	504	0	504	—

東海・東南海・南海地震対策の推進

～東海・東南海・南海地震の地震動等及び被害想定の推計～

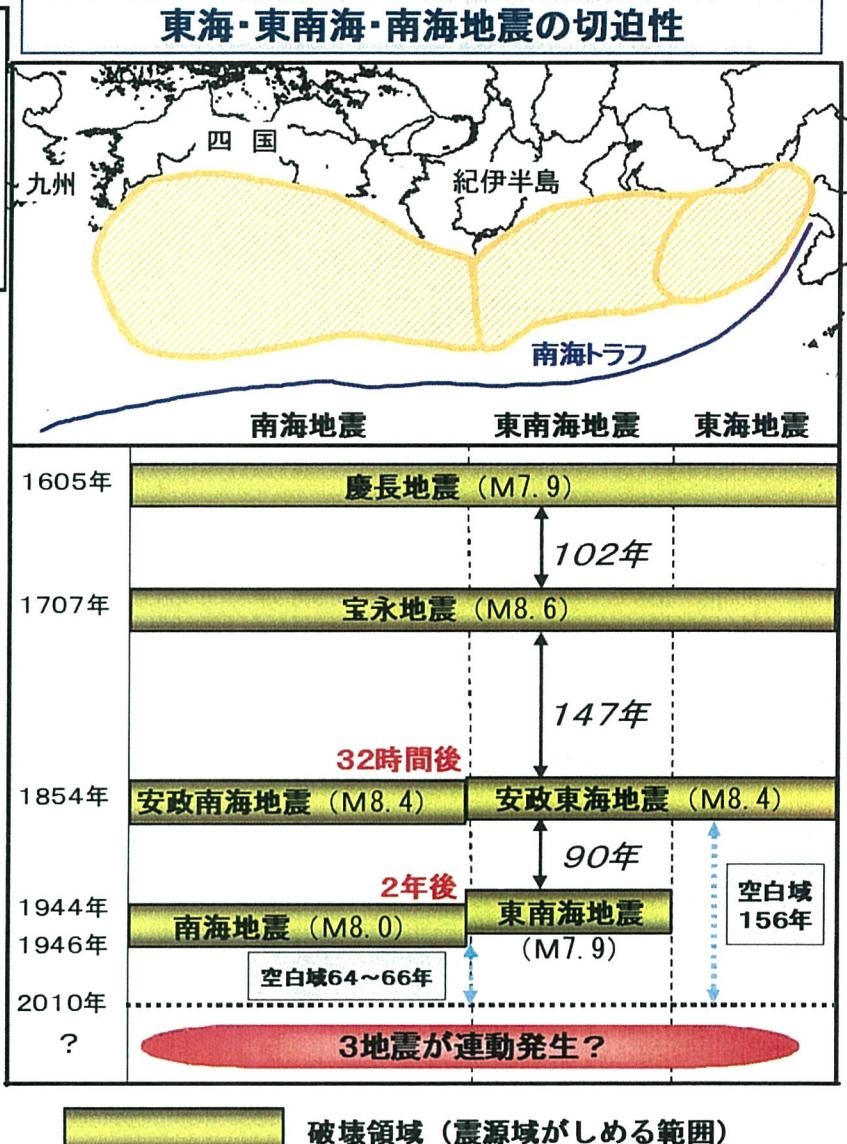
H23概算要求額：150百万円
担当課：地震・火山・大規模水害対策担当

駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生。

「東南海・南海地震対策大綱」
(平成15年12月中防会議決定)
今後10年程度経過した段階で東海地震が発生していない場合には、東海地震対策と合わせて本大綱を見直すものとする。

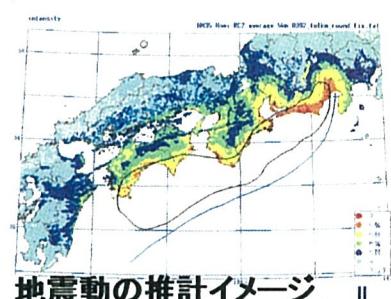
同大綱決定より約7年経過

現在、東海地震、東南海・南海地震それぞれについて対策が進められているが、
東海地震、東南海地震、南海地震が連動して発生した場合に備えた広域的防災対策について検討を開始する
ことが必要。



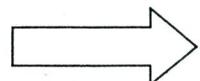
平成23年度 実施内容

- ◆最新の知見を用いた地震動及び津波高さ等の推計
- ◆最新のデータを用いた人的・物的被害想定の推計



平成24年度以降の検討課題

- ◆三地震の同時発生、時間差発生を想定した対策の検討
- ◆少子高齢化への備え、津波対策、長周期地震動対策等の検討 等



地震対策大綱、応急対策活動要領等の策定

津波避難対策の推進

～津波避難のための対策のあり方(指針)の取りまとめ～

H23概算要求額:30百万円
担当課:地震・火山・大規模水害対策担当

津波避難対策の現状と課題

適切な避難を行うための体制が不十分

○津波ハザードマップの整備率が低い

- ・作成済は653沿岸市町村の約53%にあたる349市町村
- ・整備が進まない理由として技術面及び財政面の事情がある

○津波警報の種類に応じた適切な住民避難が行われていない

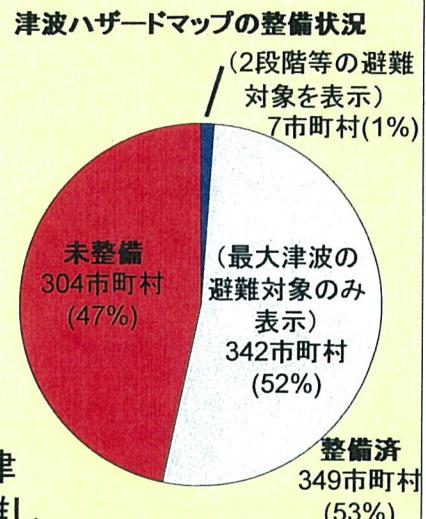
- ・津波警報の種類(津波の高さ)に応じた2段階等の避難対象地域を表示した津波ハザードマップは7市町村(約1%)のみ

○津波の危険性の周知、知識の普及・啓発が不足

- ・今年2月のチリ中部沿岸を震源とする地震による津波の際、津波は第2波以降で最大となる危険性があるにも関わらず、避難した人の3割強が「津波の第1波が小さかった」ことで帰宅

○遠地津波における津波警報等の発表基準やタイミング、防災対応等の見直しが必要

- ・今年2月のチリ津波のような遠地津波では、地震発生から津波到達までの猶予時間の有効活用に資する津波警報等の発表や近地津波とは異なる防災対策が必要



『災害時の避難に関する専門調査会(津波防災に関するワーキンググループ)』 で津波避難対策について検討(平成22年度から2年程度)

主な成果

平成22年度 実施内容

○遠地津波の防災対策の検討

現象・被害のシナリオ作成、避難・減災に有効な対策等

○津波ハザードマップの改善に向けた検討

段階分けの基準・方法、マップに表示すべき項目等

遠地津波の防災対策のあり方改善

平成23年度 実施内容

○津波避難のための総合的な防災対策の検討

避難指示等の発令基準、避難行動のあり方

効果的な防災情報の周知方法

避難地・避難路の整備等の推進方策 等

○津波防災知識の普及・啓発の手法等の検討

津波・高潮ハザードマップマニュアルの改訂

津波避難のための対策のあり方(指針)取りまとめ

津波避難に有効な対策を推進する

国・都道府県・市町村が連携してハザードマップの整備を推進

指針等の周知、住民への防災知識の普及・啓発を促進

火山防災対策の推進

噴火時等の住民避難に不可欠な対策の推進

H23概算要求額: 30百万円

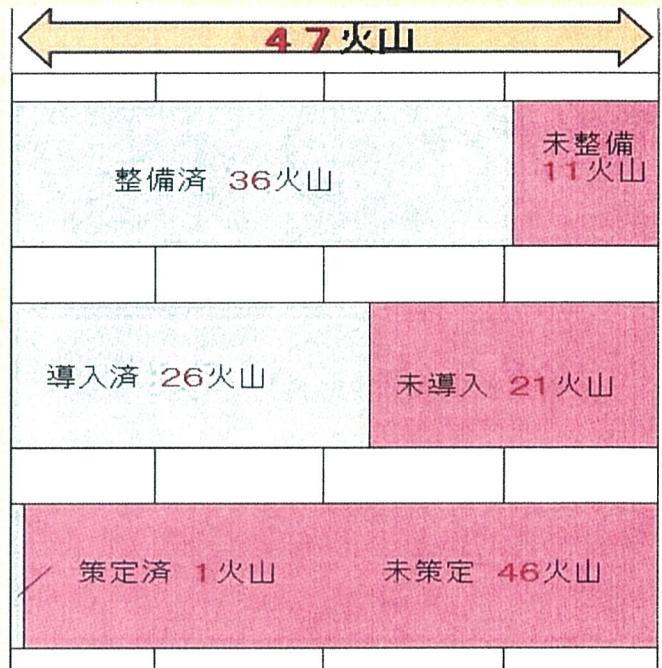
担当課: 地震・火山・大規模水害対策担当

各地の火山防災対策の現状 (平成22年8月現在)

- 日本の活火山は**108**。そのうち海底火山や無人島等を除く活火山は**82**。
- 火山噴火予知連絡会において「監視・観測体制の充実等の必要がある」とされた活火山は**47**。

●47火山のうち

- ①火山ハザードを視覚的に表記したもので避難区域検討の基礎となる「**火山ハザードマップ**」が未整備の火山は**11**。
- ②火山の活動度に応じて避難区域や規制区域が定まる「**噴火警戒レベル**」が未導入の火山は**21**。
- ③火山周辺市町村等の地域防災計画において円滑な住民避難に不可欠な「**具体的で実践的な避難計画**」が未策定の火山は**46**。



(検討会開催により実施)

◆ 火山ハザードマップ

- ハザードマップ未整備火山での火山特性に応じた火山ハザードマップの早期整備(マニュアルの充実等)

(22年度は、未整備火山での実態調査等を実施)

◆ 避難計画の手引書

- 県境に跨る本土型火山の避難計画のケーススタディを実施
(22年度は、島嶼型火山の避難計画のケーススタディとして伊豆大島について検討)
- 噴火時等の円滑な住民避難に不可欠な、具体的で実践的な避難計画の策定のための手引を取りまとめ

マニュアル
の作成

(平成21年度から継続)

◆ 火山防災エキスパート制度

- 国、地方公共団体における火山防災対応経験者(現在5名を指名)派遣による協議会※等における対策立案の支援



火山防災エキスパート活動状況

※協議会: 火山周辺の市町村及び関係機関が平常時から避難に係る調整等を行う場

アドバイザー
の派遣

火山周辺の地方公共団体や
協議会の取組を促進

◆ 全国協議会連合会(仮)

- 火山毎の協議会(既設23火山、未設24火山)の連合会を設立
- ハザードマップや避難計画の整備に向けた機運醸成、周知啓発

情報共有
体制の構築

避難に関する総合的対策の推進

H23概算要求額:55百万円
担当課:災害応急対策担当

(平成21年)

7月中国・九州北部豪雨(山口県防府市)
8月台風第9号(兵庫県佐用町)

(平成22年)

2月チリ中部沿岸を震源とする地震による津波

<課題>

避難のあり方、災害情報の伝達など

中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」

(平成22年度～23年度)

避難の考え方の明確化

- ①災害対策基本法上の「避難」の考え方
- ②避難勧告等の発令基準

避 難 所

- ①ハザードに対応した適切な避難場所
- ②避難所をめぐる課題への対応
- ・災害時要援護者対策

避難情報発令のための態勢整備

自治体の災害対応職員の能力の向上方策

防災・災害情報

- ①わかりやすい防災・災害情報
- ②防災・災害情報の伝達手段
- ・災害時要援護者対策

平成23年度の取組

避難指針の作成

一 市町村向けの「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(H17.3)の見直しを含め、避難の考え方や避難勧告・避難指示のあり方、避難所のあり方など、避難に関する総合的対策をとりまとめ、都道府県、市町村及び住民向けの「避難指針」を作成する。

わかりやすい防災・災害情報の調査検討

一 土国交通省や気象庁、都道府県が提供する防災・災害に関する詳細で高度な専門的情報を、市町村や国民、災害時要援護者にわかりやすく伝達するための方策について調査検討する。

訓練プログラム＆研修テキストの作成

一 自治体の災害対応職員に対する訓練プログラム、研修テキストを作成する。

- ・適切かつ迅速な災害対応、避難勧告・避難指示の発令
- ・状況に応じた適切な避難行動

→災害による犠牲者の発生を防ぐ

『新たな情報通信技術戦略』への対応

～防災情報の共有・利活用の推進～

H23概算要求額: 519百万円

担当課: 災害応急対策担当

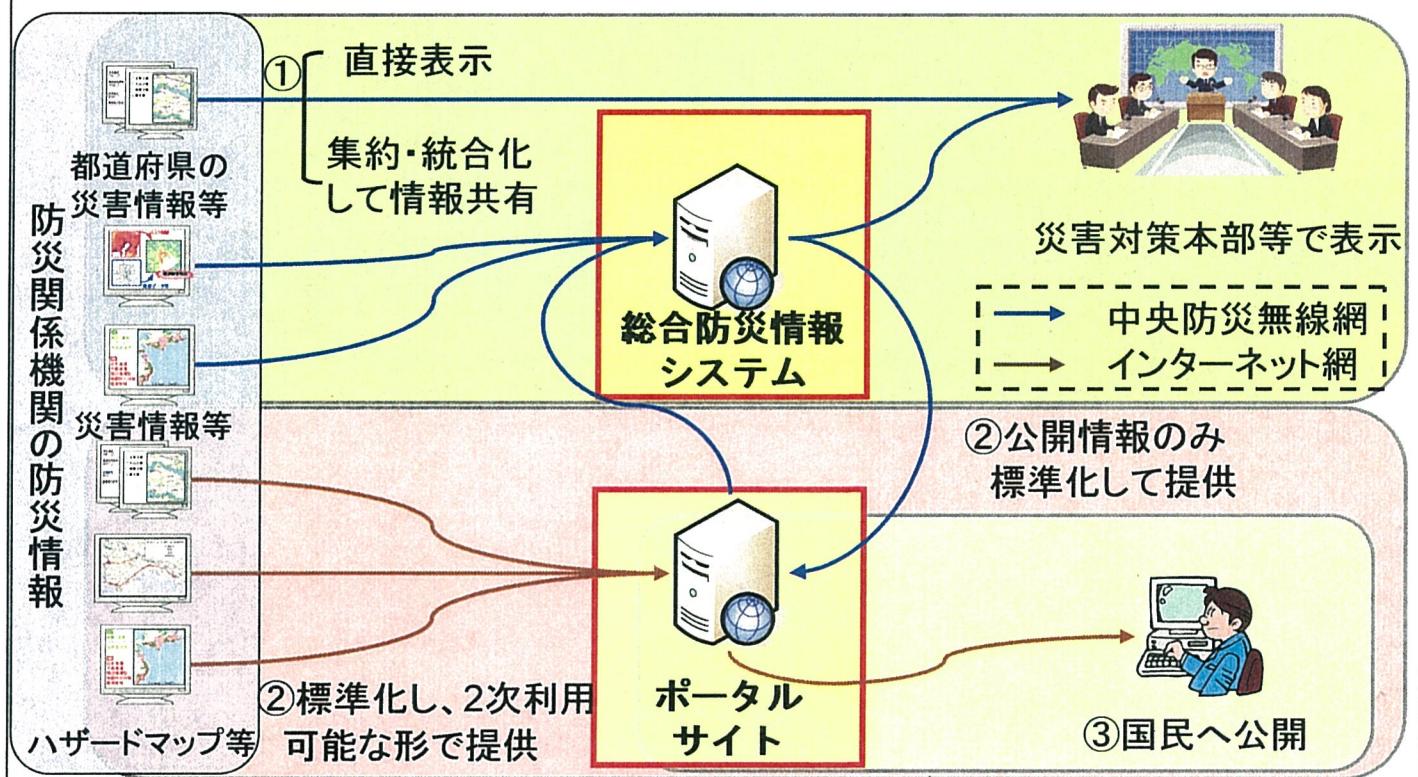
地震・火山・大規模水害対策担当

新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日IT戦略本部決定)

内閣府を中心に関係府省が連携して、

- ①防災・災害情報を政府の対策本部等ともシームレスに共有するための仕組みとネットワークの整備を推進
- ②関係府省の保有するデータや地方自治体からのデータ等の標準化を早期に実現
- ③防災情報についても原則として2次利用可能な形でインターネット上で容易に入手し活用できるようにする

防災情報の共有・利活用の推進のイメージ



平成22年度実施内容

- ✓ 地方自治体等とのシステム連携について、全国都道府県等の調査、総合防災訓練等における実践的な利活用の検証(①)
- ✓ 総合防災情報システムについて、緊急輸送ルート等を新たに表示可能にするなどの機能拡張を実施し、平成23年1月より新システムの試行運用を開始(①)
- ✓ ポータルサイトの試行運用、災害リスク情報等の規格化(データ標準化)のための諸検討(②、③)

平成23年度以降実施内容

- ✓ 各機関のシステムをそのまま活用した連携が可能な中央防災無線網を核としたネットワークの整備(①)
- ✓ 防災情報の2次利用方法の検討(地域防災力向上に向けたハザードマップ作成支援、企業BCP支援、民間企業のリスク評価との連携etc…)(②、③)
- ✓ 平成24年度より防災分野における各種情報共有に向けた実証実験の実施(②、③)

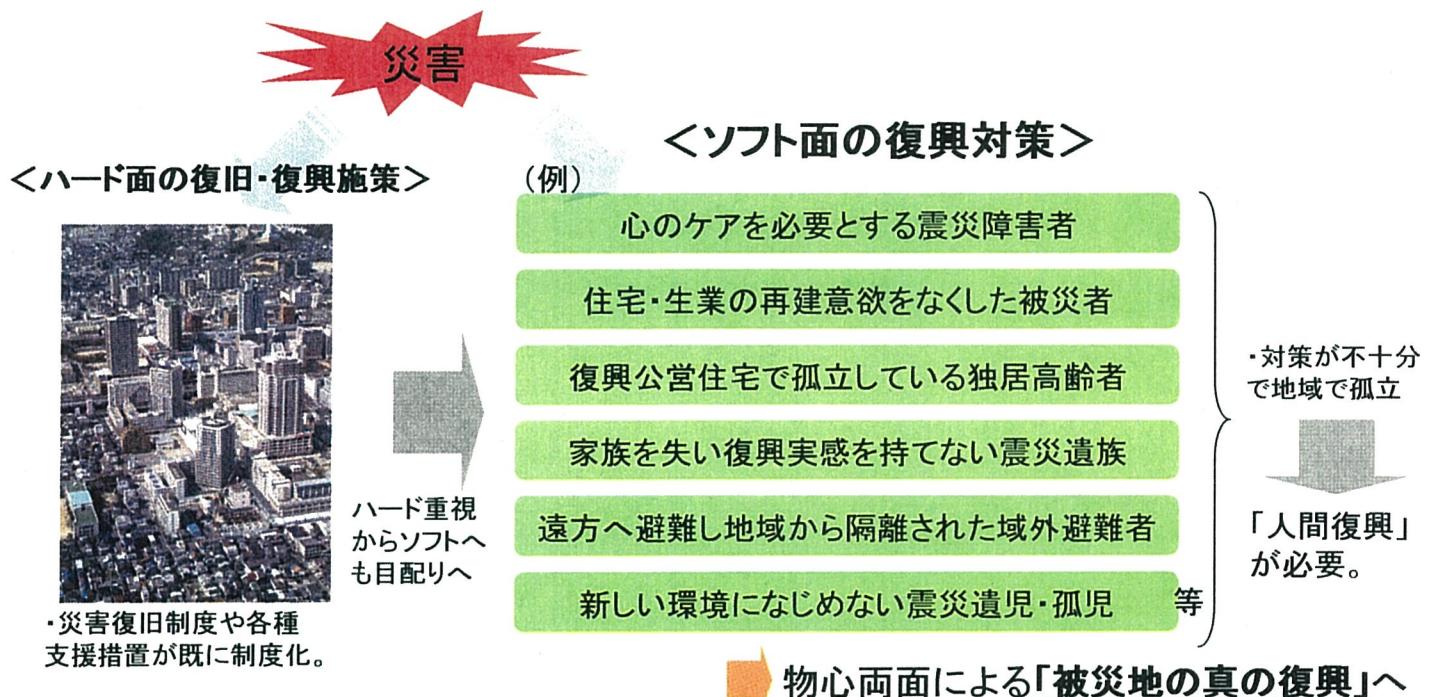
被災者との心のケアなどソフト面の復興対策と、地域の総合的な復旧・復興支援

H23概算要求額：24百万円

担当課：災害復旧・復興担当

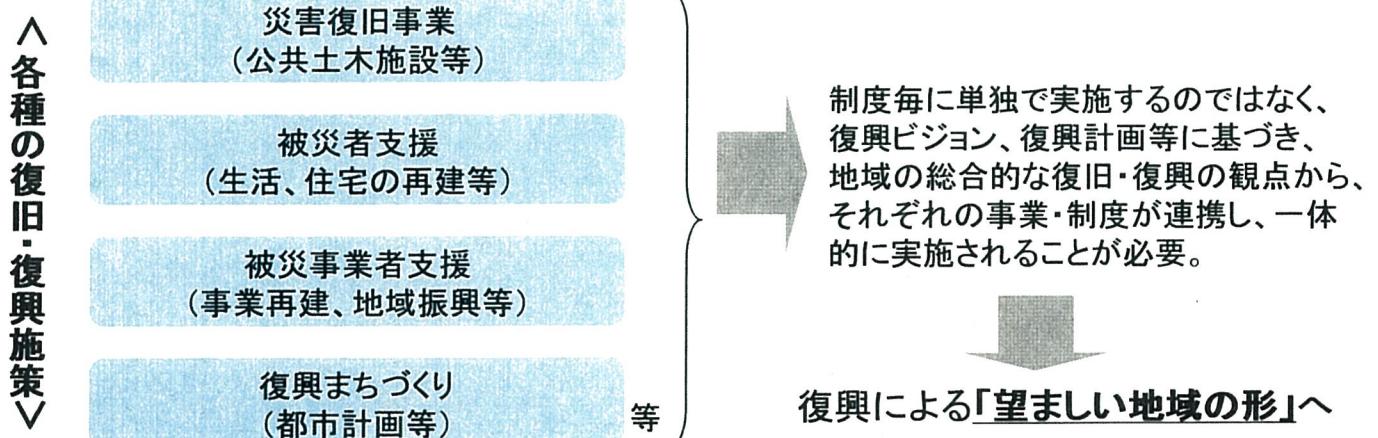
1. 被災者との心のケアなどソフト面の復興対策

住宅、インフラ等ハード面の復旧・復興に比べ行政的支援が十分ではない被災者個人の心のケアなどソフト面の復興対策について、独居高齢者、震災障害者、震災孤児その他被災者の事例の収集・分析を通じ、地域コミュニティの再建や、行政等による支援方策等について検討する。



2. 地域の総合的な復旧・復興支援

原形復旧を原則とする災害復旧制度などの従来の発想にとらわれない、また災害復旧事業や被災者支援事業など各種の復旧・復興施策を連携し一体的に実施するような、地域全体での総合的な復旧・復興施策及びそれに対する国支援のあり方について検討する。



大規模災害時の防災ボランティア活動に関する広域連携の推進

H23概算要求額: 9百万円

担当課: 災害予防担当

【背景】

- ◎ 災害時の「防災ボランティア」をはじめとする「共助」の重要性
- ◎ 大規模災害時には被災地内外から多くのボランティアが参集すること等から、従来のスキームでは対応に限界

→ ボランティアの力を最大限に發揮していただくための体制の構築が必要

【調査概要】

平成22年度 ◎ 東海地震等を対象にした広域連携のための基礎調査

- ボランティアの参集人数、参集範囲等の見通しの把握
- 地域にあった受け入れ体制の構築のための素材収集

平成23年度

◎ 東海地震と東南海・南海地震が連動（三連動）して発生した場合等を対象にした広域連携のための調査



- ◎ 関係主体(防災ボランティア、地方公共団体、国等)で、防災ボランティア活動の展開見通しを共有し、効果的な連携のあり方を探る
- ◎ 行政との連携が必要な事項について、地方公共団体との連携と受入れ体制作りに寄与

三連動等大規模災害時の防災ボランティア活動について、大勢のボランティアの送り出し・受入れを広域的に行うための体制を構築

アジア各国等との防災協力の推進

平成23年度概算要求額: 164百万円
担当課: 災害予防担当

○世界ではアジアを中心に大きな災害被害が毎年のように発生

- ・2004(平成16年)12月
スマトラ沖地震・インド洋大津波 約23万人
- ・2008(平成20年)5月
中国・四川大地震 約9万人
ミャンマー・サイクロン「ナルキス」約13万人
- ・2010年(平成22年)1月
ハイチ大地震 約22万人
(人数は、すべて死者・行方不明者数)



インド洋大津波で打ち上げられた船
(インドネシア・バンダアチェ)



四川大地震で倒壊した建物
(中国四川省・都江堰市)

→国際社会において、災害被害の軽減は、共通の重要課題

我が国は、過去の幾多の災害経験から培った知識・ノウハウ等を活用し、
アジア各国を中心に国際防災協力を積極的に推進。

これまでの国際防災協力の進展

- 1994(平成 6年) 第1回 国連防災世界会議(横浜)
- 1998(平成10年) アジア防災センター設立(神戸)
- 2000(平成12年) 「国際防災戦略(ISDR)」活動開始 (1999年国連総会決議)
- 2005(平成17年) 第2回 国連防災世界会議(神戸)
 - ・国際社会における防災活動の指針となる「兵庫行動枠組(HFA)2005-2015」採択
- 2009(平成21年) 第1回 日中韓防災担当閣僚級会合(神戸)
- 2010(平成22年10月) 第4回 アジア防災閣僚級会議(仁川)

【平成23年度の概要】

1. 国連を通じた多国間防災協力

平成23年5月 第3回 防災グローバルプラットフォーム会合 於: ジュネーブ

2015年に終期を迎える「兵庫行動枠組」の後半を迎え、ISDR事務局によるHFAの実施とフォローアップ強化を支援し、世界的な災害対応能力の向上を通じた災害被害の軽減を図る。

2. アジア防災センターを通じた地域防災協力

平成23年6月(予定) アジア防災会議2011 於: スリランカ

アジア防災センターが行う情報収集・提供、人材育成、メンバー国との共同事業の実施、域内各サブ地域での取組等を通じて、アジア地域における各国の防災能力の向上を図り、域内の災害被害軽減を図る。

3. 日中韓などの政府間防災協力

平成23年度(時期未定) 第2回 日中韓防災担当閣僚級会合 於: 中国

第2回防災担当閣僚級会合、日韓防災会議等を通じ、日中韓の防災協力を強化するとともに、「東アジア共同体」構想に関する今後の取組を踏まえ、アジア各国等を対象に「早期警戒システムや情報連絡体制の強化のための国際セミナー」を開催する。

「特別枠要求」防災拠点形成総合支援事業

(地域防災拠点施設整備モデル事業の見直し)

H23要求額:504百万円

担当課:地震・火山・大規模水害対策担当及び災害応急対策担当

平成8年度に地域防災拠点施設整備モデル事業が創設されて以降、社会情勢の変化や防災対策の検討の充実により、新たな防災上の課題が明らかになった。これらの課題に対応するため、地域の防災拠点の整備を行う。

現行制度

- 阪神・淡路大震災において、インフラ等が被災しても早急に応急対策を行うため、地域自立の要となる防災拠点の必要性を認識 → 総合監理施設の整備の支援(H8~)
- 「東南海・南海地震対策大綱(H15)」において、津波対策の推進が位置付け
→ 津波避難施設の整備の支援(H17~)

地震、水害対策等の検討の充実

近年の防災対策の検討状況

- ・東南海・南海地震の具体活動計画の策定(H19.3)
- ・首都直下地震対策大綱(H22.1修正)
- ・大規模水害対策に関する専門調査会の報告(H22.4)
- ・地方都市等における地震防災のあり方に関する専門調査会(H22.4~) 等

各種訓練
関係機関との調整等

検討により明らかになった課題

- ・広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備
- ・帰宅困難者対策
- ・避難所等避難施設の環境改善
- ・孤立集落対策 等の必要性

社会情勢等の変化等を踏まえ現行制度の見直し

新たな防災課題として対応が必要

いつどこでも起こりうる地震等の災害について早急な対策が必要

防災拠点形成総合支援事業の創設

地域防災計画等で拠点として位置づけられている施設等における、広域医療搬送拠点機能、帰宅困難者支援機能等の充実に向け以下の支援を行う。

- ①防災拠点形成計画の策定費用
- ②ハード施設整備費用:広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)に必要な機材等の整備／災害時用の貯水施設の整備／非常用電源施設の整備／地方公共団体の災害対策活動の拠点(総合監理施設)整備 等
- ③ソフト対策実施費用:防災訓練等の実施 等

具体的な内容は別途作成する要綱に定める

事業の例(広域搬送拠点臨時医療施設(SCU)の整備)

阪神・淡路大震災において、被災地外の医療施設へ迅速に搬送し治療すれば救命可能であったとされる死者数約500人

⇒ 避けられた死



広域医療搬送訓練(内閣府・消防・自衛隊・DMAT・県)

事業の例(帰宅困難者対策)

首都直下地震で想定される帰宅困難者約650万人
⇒ 一斉帰宅による混乱の発生



情報掲示システムのネットワーク化



帰宅訓練の実施
被災時に適切な行動がとれるよう訓練の実施

平成 23 年度税制改正要望事項

III. 平成 23 年度内閣府防災部門税制改正要望事項

1. 新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置の延長（固定資産税、都市計画税）

【目的】

平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援

【適用対象】

同災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして平成 22 年末まで取得等したもの

【租税特別措置の内容】

代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税を最初の 4 年間 2 分の 1 減額

【要望内容】

延長（2 年間）

2. 地震防災対策用資産の取得に対する特例措置の延長（所得税、法人税）

【目的】

個人事業者、企業、地域住民等の地震防災対策の推進

【適用対象】

東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域において、平成 22 年度末までに、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が取得した地震防災対策用資産（緊急地震速報受信装置等）

【租税特別措置の内容】

所得税又は法人税の特別償却（最初の年、当該資産価格の 20 %）

【要望内容】

延長（3 年間）



内閣府

郵便番号 100-8969

東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

中央合同庁舎第5号館3階

内閣府政策統括官（防災担当）

電話（03）5253-2111（大代表）

URL <http://www.bousai.go.jp>